

平成 25 年 8 月 8 日 (木)

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長補佐 堀 泰雄 (内線 7961)

予算係長 西浦 啓子 (内線 7927)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2542

報道関係者各位

「待機児童解消加速化プラン」第一次集計の結果を公表 ～ 8 月 8 日付で 351 市区町村を採択しました～

厚生労働省は、「待機児童解消加速化プラン」(以下、加速化プラン)の参加自治体について、8月8日付で351市区町村の取組みを採択しました。

加速化プランは、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までの待機児童の解消を目指し、平成25年度からの2年間で約20万人分、平成29年度末までの5年間で合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保の取組みなどを、国としてできる限り支援しようとするものです。

今回、7月31日までに加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった351市区町村の取組みについて採択を行い、その状況について第一次集計を行いました。

なお、加速化プランへの参加は随時受け付けており、今後は、政府の「子ども・子育て会議」で基準が検討されている小規模保育事業などの支援事業の追加や、各自治体における待機児童対策の検討の進展等に応じて、参加自治体数や実施事業数の増加が想定されます。

【第一次集計(平成25年7月31日時点)】

○加速化プラン参加自治体数	351 市区町村
	・ 指定都市 20 市(全ての指定都市)
	・ 特別区 23 区(全ての特別区)
	・ 市町村 308 市町村

【参考】主要事業の実施状況 ※7月31日時点で各市区町村で検討段階のものは含まれない。

【賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（ハコ）】

- (1) 保育所緊急整備事業 226 市区町村
保育所の創設、増築、増改築による整備に関して、財政力指数1.0未満の市区町村について補助率嵩上げ（1/2→2/3）。土地を借り上げる場合は土地借料を補助。
- (2) 賃貸物件による保育所整備事業 62 市区町村
地域の余裕スペースを活用した、賃貸物件による小規模な保育所の整備に関して、財政力指数1.0未満の市区町村について補助率嵩上げ（1/2→2/3）。
- (3) 幼稚園預かり保育改修事業 20 市区町村
幼稚園が長時間預かり保育を実施するための改修費等を補助。
- (4) 家庭的保育改修等事業 49 市区町村
地域の余裕スペースを活用した、家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業に関して、財政力指数1.0未満の市区町村について補助率嵩上げ（1/2→2/3）。
- (5) 民有地マッチング事業 15 市区町村
土地等所有者と保育所整備法人などのマッチングを行う事業への補助。
- (6) 国有地、公有地の活用 30 市区町村
国有地、公有地を活用した保育所などの整備。(※)加速化プランに参加しなくても実施可能な事業。

【保育の量拡大を支える保育士確保（ヒト）】

- (7) 職員用宿舎借り上げ 0 市区町村
保育士の人材確保や離職防止のため、保育士用の宿舎の借り上げのための費用を補助。
- (8) 保育士等処遇改善臨時特例事業 244 市区町村
保育士などの処遇改善に取り組む私立保育所に対し、民間施設給与等改善費を基礎に、上乘せ相当額を保育所運営費とは別に補助。(※)加速化プランに参加しなくても実施可能な事業。

【小規模保育など新制度の先取り】

- (9) グループ型小規模保育事業 29 市区町村
グループ型小規模保育事業[複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する。1グループは保育者原則3人（対象児童9人まで。補助者を配置する場合は15人まで）]への補助。
- (10) 長時間預かり保育支援事業 56 市区町村
事業開始後5年以内の、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて長時間預かり保育または3歳未満児の保育、もしくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園に対して補助。

【認可を目指す認可外保育施設への支援】

- (11) 認可外保育施設運営支援事業 73 市区町村
一定の基準を満たし、事業開始後5年以内に新制度の給付対象となる認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助。
- (12) 認可化移行可能性調査事業 49 市区町村
認可保育所又は認定こども園への移行に障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するとともに、移行までの助言・指導を行う事業への補助。

【その他】

- (13) 地域型保育・子育て支援モデル事業 3 市区町村
小規模な保育や地域子育て支援事業のほか放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能な保育事業の実施に対して補助。

※ 6月6日付けの安心こども基金の要綱改正で盛り込んだ事業以外の事業についても、今後、順次、実施していくこととしています。

「待機児童解消加速化プラン」参加自治体における各事業別の実施状況

○以下は、各市区町村における平成25年7月31日時点の状況ととりまとめたものであり、今後、事業・計画の変更等があり得る。

都道府県名	市区町村名	①～⑤、⑪、⑮～⑲の事業について、H25実施なしH26実施予定	平成25年度実施見込み事業																					
			①保育所緊急整備事業	②賃貸物件による保育所整備	③幼稚園預かり保育改修事業	④家庭的保育改修事業	⑤民有地マッチング事業	⑥国有地、公有地の活用	⑦保育士養成施設新規卒業者の確保	⑧保育士の就業継続支援	⑨保育士・保育所支援センター	⑩再就職前研修の実施	⑪職員用宿舎借上げ	⑫認可外保育施設保育士資格取得	⑬保育士修学資金貸付	⑭保育士等処遇改善	⑮グループ型小規模保育事業	⑯長時間預かり保育支援事業	⑰認可外保育施設運営支援事業	⑱認可外移行可能性調査		⑲地域型保育・子育て支援モデル事業		
																				うち、A型	うち、B型	大都市モデル	一般市町村モデル	
1	北海道	札幌市	○	○	○	○									○	○	○	○	○					
2		旭川市	○				○	○							○			○		○				
3		苫小牧市													○			○	○		○			
4		石狩市	◇												○									
5		釧路町	○																					
6		北見市	○																					
7		幕別町	○																					
8	岩手県	盛岡市	◇												○									
9	宮城県	仙台市	○	○		○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○			
10		名取市													○		○	○	○	○	○			
11		岩沼市				○									○	○		○	○		○			
12		亶理町	○												○									
13		大和町													○						○			
14	山形県	山形市							○						○			○		○				
15		天童市	○												○									
16		米沢市	○												○									○
17		長井市													○			○		○				
18		南陽市	○												○									
19		鶴岡市	○												○									
20		酒田市			○										○		○	○	○					
21	福島県	須賀川市	○												○									
22		会津若松市	◇												○									
23		喜多方市	○												○			○	○					
24	茨城県	水戸市	○												○									

